

コンビニエンスストア等における証明書の発行について

マイナンバーカードを保有していて、利用者証明用電子証明書を登録している方はコンビニエンスストア等で証明書の発行が可能です。利用時間、発行できる要件等が取得される証明書の種別によって異なります。また、一部コンビニエンスストア等では出力できない場合もあります。ご利用前にご確認ください。公的年金、生活保護受給者で手数料が減免となる場合は、必ず区役所窓口でご請求ください。コンビニ交付利用後の返金は承ることができません。

コンビニ交付サービス全般に関するご案内は、地方公共団体情報システム機構が運営する「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）」のサイト（<https://www.lg-waps.go.jp>）をご確認ください。

「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）」のサイト



証明書種別	利用時間	手数料	発行できる要件	証明書をコンビニで発行できない場合	発行できる店舗	お問い合わせ先
住民票の写し （１）世帯全員の写し （２）世帯の一部の写し （世帯員が５名以上の場合は２枚出力されます）	午前６時３０分から 午後１１時 （年末年始、システムメンテナンス日除く）	１件につき １５０円	大田区に住民登録がある方 ※令和７年１月から個人番号（マイナンバー）の記載の有無を選択いただけます。	・氏名・住所にシステム上ない文字が使用されている ・転出者（予定）が世帯員にいる場合 ・死亡された方 ・発行制限のかかっている場合（住民票の写しのみ） ・住民票コードの記載したもの（住民票の写しのみ） ・異動履歴を記載したもの（住民票の写しのみ）	全国の下記のコンビニで多機能端末を設置している店舗 ・セブン—イレブン ・ローソン （ローソンストア 100 除く） ・ファミリーマート ・ミニストップ 等	戸籍住民課戸籍住民担当 電話：5744-1185 FAX：5744-1513
印鑑登録証明書			大田区に住民登録があり、かつ印鑑登録をしている方			
住民税証明書 （１）課税証明書 （２）非課税証明書 （３）納税証明書 （直近３年度分の発行が可能です。 直近３年度分とは、例えば令和７年２月１日と言えば、令和６、５、４年度分となります。）			下記３点のすべてを満たしている方 ・大田区に住民登録がある。 ・必要な年度の１月１日に大田区に住民登録がある。 ・証明年度において税申告や会社からの給与支払報告書が提出している。	・既然大田区外へ転出（転出予定含む）した場合 ・死亡された方 ・発行制限がかかっている場合 ・住民税が非課税の方の納税証明書 ・コンビニ店舗、金融機関等で納付した直後に、その納付額を反映した納税証明書（納付されてから、大田区で収納確認ができるまでに２～３週間かかる場合があります） ・申告後、概ね１ヵ月を経過していない方		課税課課税担当 電話：5744-1192 FAX：5744-1515
戸籍証明書 （１）戸籍全部事項証明書 （２）戸籍個人事項証明書 （本人が在籍する現在戸籍の全部事項証明書と、本人及び同一戸籍に在籍する個人の個人事項証明書の発行が可能です。）	平日午前９時から 午後５時 （土日、祝日、年末年始、システムメンテナンス日除く）	１件につき ４００円	大田区に本籍がある方 ※大田区以外に住民登録がある方は、事前にコンビニエンスストア等の多機能端末機で「戸籍証明書交付の利用登録申請」が必要です。	・婚姻届・死亡届等の戸籍の届出をした場合で、戸籍の記載が完了するまでの間（大田区に届出をした場合、完了するまでに２～３日を要しますが、届出の多い日や、大田区以外の市区町村で届出をされた場合は、さらに日数がかかります。具体的に証明書を取得する予定がある場合は、届出の際にご相談ください。） ・戸籍に記載されている方が全員除籍されている場合 ・戸籍がコンピュータ化されていない場合	※その他の店舗については、「コンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（コンビニ交付）」のサイトの「利用できる店舗情報」に最新情報が掲載されております。	戸籍住民課戸籍住民担当 電話：5744-1183 FAX：5744-1509

（2026 年 9 月 1 日版）

【ご利用方法】

コンビニエンスストア等の多機能端末機の所定位置にマイナンバーカードをセットし、暗証番号（利用者証明用電子証明書の暗証番号）数字４桁を入力してください。

コンビニエンスストア等における証明書の発行は、カード交付の翌日からご利用頂けます。なお、３回連続で暗証暗号を間違った場合はロックがかかります、マイナンバーカードをご利用できなくなります。

ロックがかかった場合はマイナンバーカードをお持ちのうえ、本庁舎１階戸籍住民課（03-5744-1185）、大田区マイナンバーカードセンター、または特別出張所（蒲田東特別出張所を除く）でロック解除の手続きが必要です。

受付時間は本庁舎１階戸籍住民課、特別出張所（蒲田東特別出張所を除く）が平日午前８時３０分から午後５時まで、大田区マイナンバーカードセンターが平日午前９時から午後６時３０分まで及び第三週を除く土日午前９時から午後４時３０分までです。